

# 法人インターネットバンキング不正利用にかかる被害補償規定

## 第1条 目的

本規定は、富山信用金庫（以下、「当金庫」という。）の「しんきん法人インターネットバンキングサービス」（以下、「インターネットバンキングサービス」という。）を契約者(法人等)の方がID・各種パスワード、電子証明書および秘密鍵、端末機等を盗難され、かつ、契約者以外の者に不正利用されたことによって被る損害について当金庫が行う補償内容について定めます。

## 第2条 補償の範囲

インターネットバンキングサービスにおいて、第三者が盗取した番号等を用いて行った不正な振込等（以下「不正送金」といいます。）の当該不正送金額のうち回収できなかった金額およびこれらにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「不正送金にかかる損害」といいます。）とします。

## 第3条 補償の対象期間

顧客から顧客情報または端末機等が盗難または紛失した旨の通知を当金庫が受理した日の前日から起算して30日前から受理日までの31日間に行われた不正使用にかかる損害が対象となります。

## 第4条 補償の限度額

1口座につき、年間3,000万円を補償限度額とします。

なお、年間とは、5月1日午後4時から翌年5月1日午後4時までとします。

## 第5条 補償対象外または補償減額となりうる場合

当金庫は、次のいずれかに該当する場合には、補償対象外もしくは補償減額となります。

- (1)「お客様に実施いただくセキュリティ対策」を実施されていない場合。
- (2)不正払戻しが発生した日から30日以内に当金庫に届出を出していない場合。
- (3)当金庫による調査及び警察による捜査にご協力いただけない場合。
- (4)他人にID・パスワード等を回答してしまった場合。
- (5)パソコンが盗難に遭った場合に、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話に保存していた場合。
- (6)当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合。
- (7)会社関係者の犯行であることが判明した場合。
- (8)お客様が反社会的勢力に該当する場合。
- (9)戦争・暴動、天変地異等などによる社会秩序の混乱時に生じた損害の場合。

## 第6条 セキュリティ対策

本補償の適用を受けるために、次に定めるセキュリティ対策を講じる必要があります。

「お客様に実施していただくセキュリティ対策」

- (1)当金庫が導入しているセキュリティ対策を着実に実施していること。
- (2)基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。
- (3)メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと。
- (4)当金庫が提供しているセキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態に更新したうえで、稼働していただくこと。

- (5)各種パスワードを定期的に変更していただくこと。
- (6)当金庫が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用を止めていただくこと。
- (7)取引申請者と承認者と異なるパソコンを利用していただくこと。
- (8)振込限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと。
- (9)不審なログイン履歴や身に覚えのない取引履歴、取引通知メールがないか定期的に確認していただくこと。

#### 第 7 条 調査の実施

当金庫が本規定に基づいて調査を行う場合、当金庫から損害保険会社に当金庫が有するお客さまに関する情報を提供することがあります。また、損害保険会社の職員による調査が実施される場合があります。

#### 第 8 条 損害賠償請求権

当金庫が不正送金にかかる損害の補償を行ったときは、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取された番号等により不正送金を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 第 9 条 補償の中止

当金庫の都合により、当金庫の定める方法（ホームページの掲載等）でお客さまに周知することにより、補償の取扱いを中止または変更することがあります。

#### 第 10 条 規定に定めのない事項

この規定に定めのない事項については、「しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定」および「しんきんインターネットバンキング利用規定」により取扱います。

以 上

(平成 28 年 5 月 2 日現在)